

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 古手川 正治

1 日 時

平成28年9月20日（火） 午後1時01分から
午後3時17分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、吉富英三郎、阿部英仁、毛利正徳、三浦正臣、尾島保彦、玉田輝義

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

森誠一

6 出席した執行部関係の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第78号議案のうち本委員会関係部分、第84号議案及び第85号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 継続請願18については、取り下げ願いを許可することを、請願22については、採択すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情6について、質疑を行った。
- (4) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等について及び土木建築部長期計画（おおいた土木未来プラン）の取組状況についてなど、執行部から説明を受けた。
- (5) 大規模災害対策に関する提言（案）について、本委員会関係部分の検討を行った。
- (6) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 大久保博子
政策調査課政策法務班 主査 中尾 耕也

土木建築委員会次第

日時：平成28年9月20日（火）13：00～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

13：00～15：00

(1) 付託案件の審査

第 78号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 84号議案 損害賠償の額を定めることについて

報第 9号 損害賠償の額の決定について

第 85号議案 工事請負契約の締結について

継続請願 18 由布市湯布院町中川地区県道11号（別府一の宮線）の復旧及び石垣等の本格復旧に対する支援を求めることについて
（取り下げ）

請 願 22 熊本地震により倒壊した湯布院町中川地区県道11号（別府一の宮線）沿いの石垣等復旧に対する支援に関することについて

(2) 付託外案件の審査

陳 情 6 大分県港湾施設管理条例に関することについて

(3) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②公社等外郭団体の経営状況等について

③土木建築部長期計画（おおいた土木未来プラン）の取組状況について

④大分県地域強靱化計画アクションプラン2016の策定について

⑤国道217号（仮称）白木1号トンネル工事の進捗状況について

⑥県道大田杵築線（仮称）1号橋上部工工事の進捗状況について

⑦県営住宅の次期管理について

⑧ダム放流水を活用した小水力発電の導入について

⑨庄の原佐野線新大分川架橋名称公募の進捗状況について

(4) その他

3 協議事項

15：00～15：20

(1) 大規模災害対策に関する提言（案）について

(2) 閉会中の継続調査について

(3) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、土木建築委員会を開きます。

本日は委員外議員として、森議員が出席されています。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 3 件、報告 1 件、請願 1 件及び前回継続となりました請願 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

まず、第 78 号議案大分県一般会計補正予算（第 4 号）のうち、本委員会関係部分について執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 議案説明に先立ちまして、少しお時間をいただきまして、昨日からの県下に暴風をもたらしております台風 16 号の状況についてご報告をさせていただきます。

県では、昨日 3 時に災害対策連絡室を設置いたしました。そして、夜 9 時に災害警戒本部へ移行し、現在も継続中であります。

降雨の状況でございますけれども、県南部を中心に大変な大雨ということでございまして、佐伯市の米水津色利浦の雨量観測局では、これまで約 24 時間で 457 ミリというような雨量。そして蒲江の気象観測所では 1 時間当たり 74 ミリということで、大変な豪雨が発生してございます。

被害状況を簡単にお伝えしますと、道路被害は通行規制が最大で全面通行どめが 28 カ所、片側通行規制が 6 カ所の計 34 カ所となっておりますが、昼前 11 時時点では全面通行どめが 17 カ所となっております。冠水による通行どめも多うございました。

そのほかに、砂防関係では大分市内の住家に隣接する住家の擁壁が崩壊したということがございました。

それから、河川被害については、特にはございません。

これから引き続き、警戒態勢をとっておりますので、台風の影響がなくなるまでしっかりと対応していきたい。そして、その応急対策も含めて復興、復旧にこれからまた努めていきたいと思っております。

それからもう 1 点、2 点目なのですが、執行部の体制についてご報告いたします。

施設整備課岩田課長が体調不良のため職務対応が難しい状況が続いておりました。

施設整備課においては、県立病院や芸術文化短期大学など大規模プロジェクトが進行している中、空席が続く状況は好ましくないため、8 月 1 日から建築住宅課の宮本課長が施設整備課長を兼務しておりました。これが 10 月 1 日より樋口施設整備推進監が施設整備課長に、それから、亘鍋保全計画班参事が施設整備推進監に異動とする内示が出ましたので、ご報告させていただきます。

第 78 号議案平成 28 年度大分県一般会計補正予算（第 4 号）の土木建築部関係の総括的な内容につきまして、ご説明いたします。

お手元の土木建築委員会資料の 1 ページをお開き願います。

平成 28 年度 9 月補正予算説明資料（土木建築部）でございます。

まず、今回の土木建築部に係る補正予算額ですが、1 の補正予算額の表の中ほど、内訳

の土木建築部の欄に記載しておりますとおり、一般会計につきまして、土木費で53億3,268万4千円の増額をお願いするものでございます。

次に、その下の表の2の土木建築部の平成28年度予算額の区分欄、一般会計の上から7行目の計の欄をごらんください。

既決予算額884億2,419万3千円に対し、今回の補正予算額53億3,268万4千円を増額しますと、その右の計の欄にありますとおり、補正後の土木建築部の一般会計の歳出予算総額は937億5,687万7千円となります。

計の欄の下に内訳を記載しておりますが、今回補正予算額の網かけ部分で一般公共事業費が41億6,544万3千円の増額、国の直轄事業の負担金が11億4千万円の増額、非公共事業が2,724万1千円の増額となっております。

今回の補正は震災復興や防災対策、インフラ整備など、国の補正予算等を積極的に受け入れまして、一般公共事業費などの増額を行うものでございます。

以上をもちまして、総括的な説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、関係課長からご説明いたしますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

下郡土木建築企画課長 補正予算の内容についてご説明いたします。

土木建築委員会資料の3ページをお開き願います。

まず、2主な補正事業の内容(1)熊本地震災害復旧・復興対策、防災対策の上から4つ目の4公共事業(国直轄道路事業負担金等)でございます。

表の見方ですが、左から2列目の予算案欄の上段括弧内が既決予算額、中段が今回の補正予算案、下段が累計となっております。

今後の災害に備えるとともに、発生を未然に防止するため、土木関連施設について、防災・減災対策等を実施する経費として42億1,144万6千円の増額をお願いするものでございます。

次に、(2)「安心・活力・発展プラン2015」の取組加速でございます。資料の5ページをお開き願います。

上から4つ目の19公共事業(道路改良事業等)でございます。

交通ネットワークの充実を図るため、道路整備を実施する経費として10億9,399万7千円の増額をお願いするものでございます。

宮本建築住宅課長 施設整備課関係の補正予算について、ご説明いたします。

委員会資料の5ページをごらんください。

ページ中ほどの受託事業収入の営繕関係受託事業についてです。

本事業は病院局からの受託により、県立病院の工事等を実施するための経費でございます。今回、新たに平成28年度から平成32年度にかけて整備予定の県立病院精神医療センターに係る基本設計業務等を受託するため2,724万1千円の補正をお願いするものでございます。

以上で、補正予算案についての説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第84号議案損害賠償の額を定めることについて及び報第9号損害賠償の額の決定については、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。

和田道路保全課長 第84号議案損害賠償の額を定めることについて及び報第9号損害賠償の額の決定についてをあわせてご説明いたします。

委員会資料の6ページをごらんください。

事故概要ですが、資料の左上にありますように平成28年6月20日23時30分ごろ、梅雨前線豪雨により大分県が国道211号交通安全工事を施工中の日田市大字大肥において道路を横断する方司口川の水があふれ、周辺の民家や事業所計11件に床上・床下浸水等の被害が生じました。

工事の詳しい概要や被害に至るまでの経緯、原因等につきましては、6月の定例県議会でご報告したとおりでございます。

被害の状況ですが、左上の被害状況図にありますとおり、被害のあった11件中、床上浸水が赤色の2件、床下浸水が水色の3件で、緑色の6件は倉庫や作業所等の非住家であります。

床上・床下浸水の状況は、左下の写真のとおりです。

次の7ページをごらんください。

左側の賠償金額につきましては、所有者に被害状況を確認の上、業者に依頼した工事費や電化製品の買い替え費用、被害者が直接清掃等を行った日当分などを算定しており、それぞれの損害賠償金額は一覧表のとおりであり、損害賠償の総額は1,087万5,500円となっております。

賠償額が300万円以内の損害賠償額の決定については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができる軽易な事項となっておりますので、被害者には生活再建のためにも速やかに支払う必要があったため、10名については平成28年8月18日に専決処分いたしました。報第9号はその報告をするものです。

また、第84号議案は1番上の番号1の300万円を超える1名について、地方自治法第96条第1項第13号により、その額を定めることについて議会の議決を求めるものです。

この方には、議会の議決が必要であることを説明し、支払い時期がほかの方よりおくれることについて了承をいただいているところです。

なお、請負契約における発注者と受注者の責任の割合につきましては、現在工事受注者と協議中であり、今後協議が成立次第、受注者に応分の求償を行うこととしております。

右側をごらんください。

再発防止策についてですが、1被害発生後の職員への注意喚起として、直ちに河川内工事中箇所を緊急点検調査を行うとともに、臨時所属長会議や文書通知により、建設工事現

場等における安全対策の徹底を図ったところでは。

また、2出水に備えた現場確認体制を確立のため、発注する土木事務所等に対しましては、複数の監督員による現場点検の実施及び報告などを徹底させるとともに、受注者に対しましては、現場条件説明書の中に不意の降雨・出水に備えた安全対策の計画と実施に関するものを追記し、仮設計画を立案させることとしました。

今後も引き続き、建設工事現場における安全の確保に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

尾島委員 今回の議案は第1号の418万円について議決ということ、あと残りについては専決をされているんですが、以前もちょっとあったように、やはり業者の責任なり過失、議案説明会では求償を求めていくということが言われていました。具体的に、もう時間がたっていますけど、その議決前にやはり業者の責任をある程度は明らかにして、どのくらい業者に非があったのか、そういった状況がある程度説明されないと、なかなか「はい、わかりました」ということにはなりにくいんじゃないかという気がするんですけど、その辺、求償の見通しはいかがでしょう。

和田道路保全課長 今、平成建設という業者と話をしております。工事請負約款で、こういった仮設の工事につきましては、請負業者に対して責任がありますという形でお話をしております。それに対して、業者のほうはそれを理解していただいている状況でございます。仮設工事につきましては、業者に責任があるんだという認識は示していただいております。ただ、最終的に全額を求償で支払うということについては、まだ返答はもらっていません、という状況です。

尾島委員 これからということなんでしょうけど、全体の額については、業者にある程度これぐらいの被害が出ましたというのは、もう通知をされていますか。

和田道路保全課長 被害者の方にはできるだけ早く賠償するために、一旦、県のほうでこの賠償額を支出しまして、後で求償するということはお伝えしています。その金額についても、県のほうで急いで算定するために調査をして、その金額を業者のほうに伝えています。（「業者に伝わっているんですね」と言う者あり）はい。

阿部委員 いずれにしても、この残りを早く被害者というか、そういう人たちに示してあげないといかんわけでしょう。ただ、平成建設さんかな、受注した工事する……。そこの最終的なお金の決定にはまだ至っていないわけでしょう。（「現在、まだ協議中です」と言う者あり）

だから、それはいずれにしても委員長、例えば、被害者に対して示してあげるということは早急にやるべきことではしょうから、やはり議会承認は通しといて、後で受注会社との交渉が成立したときに速やかに報告すると、この委員会に対して、そういうことでどうなんでしょうかね。そういう手順でも踏んでもらわないと、それまで待っていたんじゃない、今度は被害者……（「それはわかるんです」と言う者あり）

ただ、今、尾島委員おっしゃるとおり、じゃ、責任はあるあると言いながら、どれだけ責任がある……（「いや、額がね、全くわからんというのはちょっとおやつと思ったんで」と言う者あり）

だから、それは決定次第、委員会が開かれない開かれるにかかわらず、しっかり我々に報告してもらおうということをお願いしたらどうですかね。

古手川委員長 今、阿部委員のほうから1つそういうご意見をいただきましたが、委員長としても、そういう形、方向の中できょうはびしっと議決をいただいて、その上で、対業者さんとのお話についてはきちっとした報告を引き続きいただくという形で進めさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

渡辺都市・まちづくり推進課長 第85号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。

委員会資料の8ページをごらんください。

本議案は、大分市六坊南町から大字下郡にかけて実施しております都市計画道路庄の原佐野線の街路改良事業で、旧万寿寺に関する文化財出土箇所をまたぐ橋梁上部工の工事請負契約の締結についてでございます。

契約金額は6億26万4千円で、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が平成29年10月14日といたしまして、極東興和株式会社と工事請負契約を締結したく、議会の承認をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、継続請願18由布市湯布院町中川地区県道11号（別府一の宮線）の復旧及び石垣等の本格復旧に対する支援を求めることについてですが、提出者から取り下げたい旨の文書による願い出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本継続請願については、取り下げを許可するものと決定いたしました。

次に、請願22熊本地震により倒壊した湯布院町中川地区県道11号（別府一の宮線）沿いの石垣等復旧に対する支援に関することについて執行部の説明を求めます。

和田道路保全課長 熊本地震により倒壊した湯布院町中川地区県道11号線（別府一の宮線）沿いの石垣等復旧に対する支援に関する請願について説明します。

お手元のA4縦の別添資料1をごらんください。10ページです。

まず、請願の場所について説明します。

1 被災状況をごらんください。資料の左が被災箇所の平面図、右が被災した当時の横断面図になります。

次に、これまでの経緯について説明します。

2 これまでの経緯をごらんください。この表はこれまでの経緯を時系列にまとめたものです。

前回の常任委員会の際にご説明したとおり、6月10日に地元の皆さんに説明し、同意を得て、6月14日から崩土撤去と土のう設置工事に着手しました。当工事は6月27日に完了し、同日、別府一の宮線の交通規制を解除しております。

また、本土のうは民地内に設置したものであることから、8月3日に土のうの引渡しに関する説明会を開催しました。

次に、3請願についてをごらんください。

熊本地震により倒壊した石垣等の復旧支援策については、今後、関係部局で検討をしてみたいです。

以上で説明を終わります。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑はありますか。

阿部委員 最後にこの請願について、関係部局で検討するという言葉がありましたけど、検討する余地があるの。

和田道路保全課長 道路施設としての復旧はできないということで、民地としての宅地災害としまして、道路事業以外で何か宅地災害の砂防事業とか、そういったことも含めて検討できないかという意味での……。

阿部委員 他局にまたがって検討しますと、検討してみようということだね。（「はい」と言う者あり）みようということであれば、継続じゃないかな。結論は今出るわけじゃないので。

古手川委員長 先般、議会のほうでですね、災害対策連絡協議会の中で熊本県議会のほうに視察にまいったんですが、やはり同じようにこういう民地のケース、熊本は大分以上に手がつけられない状況の中で、引き続き国のほうにも要望していくということで。そういう部分もですね、大分県議会としても引き続き、地元、そして県の土木建築行政、そして国のほうにも現状を訴えていこうという形で、先般、熊本の視察の中で議員の中で話したところでもあります。ですから、そういうことも含めて我々も大分県議会として取り組んでいく必要があるのかなというふうには理解をいたしております。

阿部委員 となると、そこの……。もうちょっと見ましょうということで。

古手川委員長 ですから今回は、前回、同じ趣旨で若干求めるところが違った部分があったので、継続をして、いろいろ検討していただいて、応急措置もきちっとこういうふうにしていただいとる中で、できましたら、委員長としましては、採決をしていただいて、その上で、県サイドにも、そしてまた国サイドにも要望を一緒になってしていくという形

を考えたらどうかというふうに思っております。（「12月じゃなくて今」と言う者あり）

そうですね。できましたら、今議会で採決していただいて。（「採択」と言う者あり）採択です。失礼しました。（「検討するように要望するということに対して採択」と言う者あり）引き続き、何とかそこら辺の民地の部分の救済ができるようにという部分で、土木もそうですし、今おっしゃったように土木建築部全体、それと、前回も出ておったんですが、ほかの部局も含めて何らかの形でできないかということろまで、もう1回広げてほしいということです。

玉田委員 これはこの場所だけではなくて、県の政策として立案していくと、してほしいと。だから、県下全体のこういうケースがあったときに、どこでもこういうのが支援できるようなものを出すようにという請願ですか。

古手川委員長 今回の請願自体は、ここの箇所という形の請願にはなっていないと思います。

毛利委員 関係部局というのは、土木建築部以外にどこがあるんですか。

和田道路保全課長 土木建築部以外にも、生活環境部とか、そういったところにも話をしていきたいと考えております。

毛利委員 生活環境部だけですか。いや、ただ何で聞いたかということ、関係部局だから、そのほかの部局の意見も聞いて取りまとめるということなので、ということは、個々でそれがどういいますかね。土木建築委員会だけのことは決められるんでしょうけど、今後、どういうふうにこういう意見が取りまとめられていくのかなと、手順として。それを聞かせていただきたい。

和田道路保全課長 どういったことが可能かということ部内で会議の形式で話をしている形かなと考えております。

毛利委員 土木建築部の所管というか、管轄というか、また生活環境部というのは、生活にかかわることだと、住民の立場から、そういうことで議論されているんでしょうけど、それがどういうふうに確立されるのかなというのがちょっとわからなかったんですよ。

阿部土木建築部長 この関係部局、もちろん、土木建築部に出された請願ではございますけれども、内容につきましては、こちらの自助努力も厳しいということの中で、どういう対応がなされるかということでございますので、私ども、道路のみならず、生活環境部含めて、福祉保健部含めて、そういったところでこの請願に対する内容の対策を考えていくということでございます。そういう意味での他部局という形になります。

阿部委員 この請願の1番最後の、つきましてはという1番最後の文章ですね。「このような災害への公的な復旧支援制度を拡充・創設する等、被災者への支援を切に要望いたします」と。当委員会としてはこの部分だけで、じゃ、採択した、この部分は相当総合的に言っていることだと思うので、あとは執行部が請願の採択をしたということを受けて、これから制度を拡充・創設するにはどうしたらいいか、創設する必要性——これを受けたわけですから、創設するというにはどういうハードルがあるのかどうかとか、いろんな事柄をこれからやっていただくというようなことにつながっていくと思うんですが、そういうことでも執行部としていいということであるならば、ここはこの部分だけであるでしょうから。今回の壊れたところを具体的にやりなさいとか、どうこうじゃないのでね。と

いうことの捉えで採択ということでもいいんですか。それであればね、非常に大ざっぱですから、ここの民地を今できないのに、それを災害だから災害という概念の中で復旧を公的資金でやれというのは……。最初の請願はそうだったからね、それはできませんよと。だから、最後のここだけでいいんじゃない。

古手川委員長 済みません、その辺がちょっと私のさっき理解不足なところがありまして、ちょっと説明にも足りないところがあったようでございますので、そういう部分も足した中で新たに請願を出していただいたというか、詰めをさせていただいたところであります。

阿部委員 制度の創設を望むのであれば、そういう国の補助事業でもできればですよ、これはいいことだから、そういう意味ではこちらも前向きにしていってもいいんじゃないかなという感じはしますけどね。

三浦委員 今、各委員のほうから話がありましたように、ただ、少し1点気になるのが、これを議会として採択をした後、まず1点目が、この各部局との検討ということで、何らかの形でこの委員会含めてですね、その方向性が出されるのかというのが非常にわかりづらいので、教えていただきたいなというふうに思います。あともう1点が、現状で今回議会のほうで採択をしてしまうことによって、各市町村、指導だったりとか含めて、そういった各地域への波及がどうなるのかなと少し懸念といいますか、気になる部分はあるんですけど、その2点、部長お願いします。

阿部土木建築部長 確かに、私どもが今とり得る制度、そういったもの、そしてこの案件にかかわらず、このような災害に対する制度として、もちろん土木建築部の制度だけではなくて、他部局の制度の中でこういったものへの対応ができるようなもの、これをこの視点で一緒に検討していくということでございます。その結果として、この支援制度の拡充につながるかどうかのお答えを今後していく必要があるのかなと思っております。

阿部委員 請願を通したからやらかなきゃならんということじゃないんだからね。そうでしょう。だから、そこところが委員の皆さん、そこなんです。だから、請願を通したから絶対しなきゃならんということじゃないんです。だから、もう少し大ざっぱにこういうふうにしといたほうがいいということでこうしたんでしょう。（「はい」と言う者あり）向こうがやりかえたんでしょう。趣旨はよくわかるんです。

古手川委員長 それでは、趣旨をご理解いただいたところで、採決いたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

古手川委員長 本請願については、採択すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本請願については採択すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。

議長から回付されております、陳情6大分県港湾施設管理条例に関することについて執行部の意見を求めます。

梶原港湾課長 大分県港湾設置管理条例に関する陳情についてご説明いたします。陳情書の2ページをお開きください。

1番目の大分県港湾施設管理条例が過去40年以上厳守されていないについてですが、

陳情者は、漁網や漁具の放置について県は指導や注意をしておらず管理業務を怠っており、条例に基づいた適正な管理と、条例第25条にある罰則の適用を以前から求めています。

県としては、定期的に巡視を行い、国東市や県漁協くにさき支店と港湾施設の適正管理について協議し、文書により指導を行ってきました。その結果、廃船やベルトコンベア、廃棄消防自動車、漁具等の撤去につながっています。

2番目の県が漁網や漁具の放置を黙認、隠匿しているについてですが、先ほど説明したとおり、指導を行い撤去を行っております。

また、漁業関係者からの使用許可申請書が1通も提出されていないについてですが、もともと漁船の船だまりであった所を港湾施設として整備した経緯があることから、従前から申請書は提出されていませんでした。今後は提出するよう指導することとしております。

3番目の監査の公表についてですが、住民監査請求の要旨は、漁網、漁具の放置について、県は指導や注意をしておらず管理業務を怠っている。漁具等の放置は県の所有地を侵害するものである。漁民は条例に従わず自由に港湾施設を利用している。条例に基づいた適正な管理と、条例第25条に規定する罰則の適用を求めるといふものです。その判断の対象事項は、漁具等を一時的に置いていることにより県の所有権が侵害されているにもかかわらず、県の職員が県有地の適正な管理を怠っているため、これを改めるよう勧告することを求められているものと監査事務局にて判断されました。

監査の結果については、「漁具等を一時的に置いている状態は不法なものであると断定することはできないことから、県が違法又は不当に県有地の管理を怠る事実は認められないと判断する」ということになりました。

また、意見として、港湾管理者として利用者を把握すること及び適正な港湾施設の利用を確保するため、条例を初めとする関係規定とその運用を総合的に見直すことを求められました。

国東土木事務所では、国東地区港湾施設利用協議会を9月に立ち上げる計画で、協議会において利用ルールの作成等を行い港湾の適正管理に向けて努めていきます。

なお、「漁具をどの程度の期間放置すると不法放置となるかは、条例第6条を適用されるものである」についてですが、条例第6条は一般使用の許可期間を15日以内と定めている条文で、貨物の荷さばきに使用する荷さばき地の許可をする際の使用期間であり、日常的になりわいとして漁に必要な漁具を置いている状態を、どの程度認められるかについては明確な規定がありません。

4番目の知事宛ての内容証明についてですが、由布市の男性からの上申書のことと思われます。内容については、漁具等の放置について県はいまだに何も対応していない。港湾管理日誌にうそを書いている。条例違反を正常化していただきたいというものでした。対応については、これまで説明させていただいたものと同様ではありますが、上申書ということで回答はしていません。

県としましては、今後も適正管理に努めてまいります。

以上でございます。

古手川委員長 この陳情について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご意見等もないので、以上で陳情については終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①と②の報告をお願いします。

麻生建設政策課長 長期総合計画の実施状況についてご説明いたします。

お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況について、別冊1、2をごらんください。これは大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。

今回は昨年度が最終年度となった安心・活力・発展プラン2005と、平成27年度にスタートした安心・活力・発展プラン2015を報告いたします。

なお、お手元に別紙として、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況をお配りしています。これは安心・活力・発展プラン2015に記載している目標指標から、総合戦略に掲げた基本目標と施策KPIを抜き出したものでございます。

まず、安心・活力・発展プラン2005について説明いたします。

別冊1の1ページをお開きください。

本プランには全部で57施策あり、施策ごとに①指標による評価、②指標以外の観点からの評価、③施策に対する意見・提言により、総合的に評価したものを記載しています。

施策の進捗状況について、A、B、C、Dの4段階で評価しており、A評価「達成」及びB評価「概ね達成」は、55施策で全体の96.5%となっています。また、C評価「やや遅れている」は2施策となっています。

次に、2ページをお開きください。

目標指標の最終達成状況についてですが、表の1番上にありますように、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としております。

指標は全部で192あり、「達成」及び「概ね達成」は161指標、全体の83.9%となっております。また、「達成不十分」は13指標、「著しく不十分」は18指標となっております。

なお、参考資料として、165ページ以降に平成27年度の目標値に対する達成度及び最終年度の目標値に対する達成度の推移が政策・施策ごとに一目でわかるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほどごらんください。

5ページにお戻りください。

土木建築部が主管する施策は、表の左から2番目にある政策欄の上から4番目にある交通ネットワークの充実と、地域交通対策の推進の中の広域交通網の整備推進及び地域生活交通システムの形成の2つとなっております。

この2つの施策については、表の左から5番目の総合評価でA評価としており、着実に取り組みを進めているところです。それぞれの施策における指標の達成状況についてご説明いたします。

150ページをお開きください。

まず、広域交通網の整備推進の施策には、ページ中ほどの目標指標の欄に4つの指標があり、表の中ほど27年度の達成度がその全ての指標で90%以上あり、目標を「達成」または「概ね達成」しております。

次に、152ページをお開きください。

2つ目の地域生活交通システムの形成の施策もページ中ほどの目標指標の欄に4つの指

標があり、表の中ほど27年度の達成度がその全ての指標で90%以上あり、目標を「達成」または「概ね達成」しております。

本プランで土木建築部が主管する施策で目標値が達成されているのは、国等への要望活動等により東九州自動車道や中九州横断道路、中津日田道路などの地域高規格道路の整備や、インターチェンジにアクセスする道路整備などが計画的に進んでいることなどが主な要因であると考えています。

次に、安心・活力・発展プラン2015についてご説明します。

別冊2の1ページをお開きください。

本プランには59施策あり、プラン2005と同様に、施策ごとに総合的に評価したものを記載しています。

施策の進捗状況について、A評価「順調に進んでいる」及びB評価「概ね順調に進んでいる」は57施策、全体の96.6%となっています。また、C評価「やや遅れている」は2施策となっています。

次に、2ページをお開きください。

目標指標は全部で89あり、「達成」及び「概ね達成」は82指標、全体の92.1%となっており、また、「達成不十分」は4指標、「著しく不十分」は3指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に、プラン2005と同様に目標値に対する達成度等が政策・施策ごとに一目でわかるようレーダーチャート方式で示していますので、後ほどごらんください。

3ページにお戻りください。

土木建築部が主管する施策は3つあり、表の左から2番目にある政策欄の9安全・安心な県土づくりと危機管理体制の充実の中の(3)県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進、それから、5ページになりますが、表の左から2番目にある政策欄の4「まち・ひと・しごと」を支える交通ネットワークの充実の中の(1)人の流れ、物の流れの拠点づくり(九州の東の玄関口としての拠点化)と(2)広域交通ネットワークの整備推進となっております。

この3つの施策については、表の左から5番目の総合評価でA評価としており、着実に取り組みを進めているところです。それぞれの施策における指標の達成状況についてご説明いたします。

70ページをお開きください。

まず、県民の命と暮らしを守る社会資本整備と老朽化対策の推進の施策には、ページ中ほどの目標指標の欄に2つの指標があり、表の中ほどの平成27年度達成度は、両方の指標で90%以上あり、目標を「達成」または「概ね達成」しております。

次に、178ページをお開きください。

2つ目の広域交通ネットワークの整備推進の施策には、ページ中ほどの目標指標として、大分市中心部まで概ね60分で到達できる地域の割合の指標があり、表の中ほど平成27年度達成度は100%達成となっております。

本プランで土木建築部が主管する施策で目標値が達成されているのは、厳しい財政状況ではありますが、平成24年九州北部豪雨の教訓や南海トラフを震源とする地震に備えて

土砂災害対策や緊急輸送道路上の橋梁耐震化などの地震・津波対策が着実に進んでいること、また、プラン2005と同様に、地域高規格道路の整備などが計画的に進んでいることなどが主な要因であると考えています。

次に、土木建築部が所管する公社等外郭団体の経営状況等のうち、公益財団法人大分県建設技術センターについてご説明いたします。

議案書では325ページでございます。説明については、水色の表紙の県出資法人等の経営状況報告概要書の26ページをお開きください。

まず、項目2の出資金は、県が2千万円、市町村が1千万円、合計3千万円となっております。

次に、項目3の事業内容でございます。

まず、1つ目が社会資本の整備及び県土づくりを担う人材育成に向けた技術・技能の研修、普及啓発及び情報提供事業としまして、県、市町村、民間を対象とした技術的な実務研修などを実施しております。

次に、2つ目の社会資本の整備や維持管理、県土づくり等に関する技術相談及び積算、技術審査、品質監理、検査等に係る支援事業としまして、県、市町村が行う工事の積算や施工監理を受託しております。

そのほか、社会資本の品質確保に係る各種材料試験及び調査研究事業や社会資本の情報化へ向けての支援事業などを実施しております。

続いて、項目4の平成27年度決算状況であります。

正味財産増減計算書の経常収益は、項目3にある各種事業の受託費等の合計で3億4,081万9千円、それに伴う経常費用は3億8,27万3千円となり、当期経常増減額は3,254万6千円を計上しており、経常外費用4万5千円を差し引きしまして、3,250万1千円の当期正味財産の増を計上しております。

項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況についてでございます。

経営面からは、引き続き県及び市町村事業の積極的な受注活動を実施し、あわせて研修のさらなる充実を図り、今後も安定的な法人運営を継続していくこととしております。

以上でございます。

足田用地対策課長 次に、大分県土地開発公社についてです。

議案書では336ページでございますが、説明については、引き続き概要書の27ページをお開きください。

項目2の出資金等は3千万円で、県が100%出資しています。

項目3の事業内容ですが、1用地取得事業では、(1)の公有地取得事業として、県事業の国道212号道路改良事業(日田拡幅)や宇佐・高田・国東広域事務組合の一般廃棄物処理施設等の用地取得について、県や市等から委託を受けて実施しました。また、

(2)の土地造成事業では、玖珠工業団地における埋蔵文化財調査等を実施いたしました。

次に、2用地売却事業は、公有地取得事業で取得した用地を売却する(1)の公有地売却事業のほか、(2)の土地造成売却事業では、大分北部中核工業団地の九州ケミカルほか2社分に係る割賦販売を実施いたしました。

項目4の平成27年度決算状況についてです。

左の損益計算書でございます。売上高は、項目3で説明した用地取得事業と用地売却事

業に伴う収益の合計で17億5,549万3千円でしたが、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は4,064万6千円のマイナス、損失となり、営業外収益を加えた後でなお、3,382万1千円の当期純損失を計上しました。

次に、右の貸借対照表ですが、この損失について繰越準備金で補填した後の利益剰余金は15億190万7千円となっております。

項目5の問題点及び懸案事項といたしましては、まず、27年度赤字決算となったことです。

原因は、用地交渉の不調や受託先の市等の事業見直しにより、予定していた受託事業費が大幅に減少し、附帯する事務費収入が確保できなかったことによるものです。

項目6の対策及び処理状況として、28年度は計画どおりの用地取得を行えるように組織体制の整備を行うとともに、県とのワーキンググループ会議や市町村との連絡会を定期的に開催することで、事業の進捗状況に関する情報共有を図っていくこととしております。

また、受託事業量の確保のための受託先の開拓も引き続き重要で、公社のメリット、具体的には用地の専門職員のいない部署のサポート等のPR等を通じて、特に市町村事業や県の他部局事業受託を積極的に進めてまいります。

項目5の問題点及び懸案事項の2点目として、現在公社が保有する長期保有土地の早期売却も課題です。

主なものは2カ所あり、1カ所目は、豊後高田市の大分北部中核工業団地でございます。25区画中21区画が分譲済みで、残りが4区画となっております。残りの4区画については、商工労働部が隣接企業を中心に、購入を働きかけています。

2カ所目は、玖珠工業団地ですが、現在、文化財調査を実施しており、立地企業が決定し次第、直ちに造成工事に着手できるよう準備をしている状況でございます。

以上でございます。

宮本建築住宅課長 次に、大分県住宅供給公社についてです。

議案書では343ページでございますが、説明については、引き続き概要書の28ページをお開きください。

まず、項目2の出資金については1千万円で、県が全額出資しています。

次に、項目3の事業内容でございます。

県住宅供給公社は、主要な事業として3つの事業を行っております。

1つ目の分譲事業は、国東市の向陽台で分譲宅地の販売を行っており、平成27年度は3区画を販売しました。

2つ目は、公社所有の賃貸住宅や店舗用地等を管理する賃貸管理事業です。

3つ目の受託事業は、主に公営住宅等の管理受託を行っており、県営・市営住宅及び公社賃貸住宅の一体的な管理により、事務処理や災害時対応の迅速化など、入居サービスの向上を図るため、公営住宅の管理代行等を拡充しているところであり、平成27年度は、これまでの県や6市に加え、新たに杵築市の管理代行を受託しました。

そのほか、市等からの設計監理業務等を受託しております。

なお、平成27年度の県営住宅の使用料、家賃の収納率につきましては、現年度分が99.86%と過去最高の収納率を更新したところです。

次に、項目4平成27年度の決算状況であります。

公社全体の決算としましては、売上高は分譲事業等による収益の合計で9億5,285万5千円となっております。これに売上原価等の費用を差し引きした営業利益は9,857万3千円を計上しております。

そして、支払い利息を含めた営業外費用などにより、当期純利益は7,058万6千円となっております。

次に、項目5問題点及び懸案事項についてであります。

まずは、現在保有している分譲用資産の早期売却であります。

分譲団地である国東市の向陽台については、昨年度までに262区画中225区画を販売しており、残りの区画について早期売却に向け、引き続き全力で取り組む必要があります。

また、公営住宅等の管理受託者として、サービスの向上、家賃収納率の向上など適切な管理を実施するとともに、経費の縮減等経営努力を重ねていく必要があります。

最後に、項目6対策及び処理状況についてであります。

分譲用資産の売却については、住宅供給公社と県によるプロジェクトチーム会議を通じて早期売却に向けたフォローアップを行い、国東市とも連携しながら、引き続き総力を挙げて取り組むこととしております。

受託事業については、本年度4月から別府市営住宅の管理代行を開始しておりますが、今後も新たな市営住宅の管理受託など、事業の拡充を図ってまいります。

以上で、当部が所管する外郭団体の経営状況等の報告を終わります。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございませんか。

毛利委員 27ページです。問題点及び懸案事項、これにすぐ対処——昨年の決算特別委員会でもたしか議論があったと思うんです。そこで指摘を受けて、組織の体制を立て直すということであったんですが、28年度から。具体的にどういうふうにして直しができたのか。その成果はまだ出ていないんでしょうけど、人員削減とか、人件費の削減とか、そういうものを具体的に聞かせていただきたいと思います。

足田用地対策課長 27ページに記載させていただいているのは、用地課というのがございまして、その体制整備を図る。具体的には、公社全体の人員をふやしたわけではなく、総務部の計画課のほうから用地課のほうに1名移して、用地取得に対する体制を強化したというようなことでございます。それから……

毛利委員 それをもうちょっと具体的に教えてもらえますか。その用地対策課があつて……（「用地対策課じゃないです。土地開発公社の……」と言う者あり）だから、ここに今、27ページの件です。

足田用地対策課長 用地課はですね……

毛利委員 要するに毎年努力をしてきたけど、結局、27年度は赤字が出たんでしょう。（「はい」と言う者あり）それまでも、なかなか残りの土地が売れなかったわけでしょう。（「26年度は黒字決算」と言う者あり）黒字だけど、その後は売れなくて残っている分があるでしょう。

足田用地対策課長 残っているものは、北部中核工業団地が4区画。それから、今文化財調査をやっています玖珠工業団地という状況でございます。

毛利委員 それをだから努力を重ねてきているんでしょうけど、組織体制の立て直しを行

ったんでしょう。違うんですか。

足田用地対策課長 27年度の決算の反省として、土地開発公社の中の用地課の部門が弱いという反省に基づいて、用地課の体制整備を行ったと。具体的には、今申し上げたように、総務部の経営企画課から土木部の用地課のほうに1名再配置して、用地取得に全力を挙げるといふ形にしております。

今、委員がおっしゃった、いわゆる売れ残り土地という部分は、土地開発公社が実施事業でやっている部分もありますし、県と共同でやっている部分もございます。北部工業団地の販売については、主として商工労働部のほうで受け持ってやっているという認識でございます。

今、私がお前の前にご説明したのは、県の事業だとか市町村の事業、用地取得事業を受けてやっている部分ですね。その部分が、今回の計画どおりにいかなかった部分が27年度の赤字決算の原因であるという認定のもとに、これは用地課の、要はそういう公有地の取得事業に全力を挙げないかと、それが27年度の赤字決算の轍を踏まないための最も近道だという認識で、今、体制強化をしたということでございます。委員がおっしゃられた……（「いや、体制強化は、ただ1人ふやしたということなの」と言う者あり）用地取得に係る体制強化ということではそういうことです。

毛利委員 それで28年度、今スタートしているわけですね。（「そうですね」と言う者あり）その成果はまだ今のところ出ていないですね。

足田用地対策課長 今のところ27年度は、当初計画した事業量の把握、特に県から受けた用地交渉が非常に難航して――土地開発公社は成功報酬制なものですから、用地交渉が難航して契約が不調に終われば、その分減るといふ形になります。その部分をきちっと手当てをしていこうということで体制強化を図ったということです。28年度の結果は、今、鋭意やっているという状況です。

毛利委員 その27年度の実績に基づいて1人ふやしたということで、人員が足りなかっただけの反省だと、評価だと、そういうことなんですね。

足田用地対策課長 26年度以前は、用地取得事業と、それから取得した用地の造成とかいった部分をあわせてやっていたと、ぴしっと黒字を計上してまいったわけですね。

27年度は、こう言ったらあれですけど、イレギュラーな部分があったと。1つは用地交渉が思いがけず難航したという部分と、これは県事業についてですけどね。それと、もう1つは、個別の市町村の名前を出すのがどうかわかりませんが、市町村から前年度こういう事業を頼むよと、予定しとってねと言われたものが、年度が明けて、いよいよやろうとすると、ちょっとあれ、今、事業の見直しをやっているんで、ちょっと先伸ばししてくれんかといったようなことで、要はそういったイレギュラー要素が重なった部分はあったというふうに私どもも思っておるんですね。

ただ、市町村、あるいは県から事業を受託してやる以上、きちっと連携とって、今受託の量がどうなっているのかをお互い把握して、そして仮に事業量が減るようなことになれば、その次の対策をどう打つかとかいふのを含めて、十分協議してやっさいこうなといふ今話になっています。

古手川委員長 28年度はそういう対策なり分析をした中で、黒字決算できる見通しではあるんですか。

足田用地対策課長 ちょっと今の時点です、見通しを申し上げる——当然計画どおりいけば、黒字決算になると。

毛利委員 年度途中なのでね……。

古手川委員長 その経緯を注視していただくということで、よろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

阿部土木建築部長 今、課長のほうから説明がありましたように、具体的に言いますと、例えば、日田の日田拡幅って、今、もう10億円近くの事業費でやっていますけれども、そういう大規模な集中的な用地取得するところなどは公社にお願いをしているわけです。そこで昨年度は思うように契約額が伸びなかったということで赤字と。具体的に先ほど申し上げた強化策なんですけど、ことしは、また公社のほうで専任という形で、日田のほうを集中的にやっつけようということです。それに人員を割いて、そのために総務の職員を用地にやっているということで、そういう強化も図っているということでございます。

玉田委員 先般、新聞の報道で、工業用地が追いつかない、特に北部のほうがということであったんですけども、28年度は土地開発公社の事業量に影響が出そうですか。

足田用地対策課長 工業団地は、今公社が保有しているのは、今ご報告したような北部中核と玖珠ということでございます。新聞では、北部中核について記事になっていました。私どもとしては、要はもう既に造成したものをしかるべき額で譲渡するということなので、売れるにこしたことはないんですけど、基本的には影響はあると——記事どおりであればですね。と思っております。

ただ、さっきご説明したように、商工労働部も頑張っているということなので、それに期待しているというところでございます。

玉田委員 まず、土地の問題は、やっぱり最初に進出企業は大きいと思いますから、計画どおりに進めてほしいと思います。いろんな対策あるでしょうけれども、そこら辺の強化もぜひセットで働きかけてほしいと思います。よろしくをお願いします。

阿部委員 先ほどの事業の達成状況でお聞きしたいなと思ったのが、ずっと概略で説明いただいた、それはそれで結構なんですけど、説明いただいたところはほとんどAランク、いいところばっかし、こちらのほうの委員会資料の2005等々を見ても、この11ページそのものを見ても、「達成不十分」というのが2つあるわけですよ。「達成不十分」というのが港湾と……（「これはまだご説明しておりません」と言う者あり）これからか。

（「はい、これは今から」と言う者あり）それならいいです。両方あわせてずっと見ていたんでね。先ほどの説明の流れの中でも、Aランクということにほとんど十分達成しましたよということで、今まで説明した中で不十分だとか未達成というものはないんですね。

麻生建設政策課長 きょうは土木建築部関係の施策の目標指標についてご説明いたしましたので、その中では、きょうお示ししたとおりで……（「今までの説明については」と言う者あり）「達成」、「概ね達成」という形です。

阿部委員 でいいんですね。（「はい」と言う者あり）

なぜそれを言うかというのと、こっちをあわせて見たもんですからね。逆に「達成不十分」のほうを聞きたいなというふうに見ながら思っていたもんですからね。これからの説明の中で期待しておきます。

麻生建設政策課長 きょうご説明した以外にも、この2005の中に土木建築部が所管し

ております指標が全部で12ございます。その中で、100%を超えております「達成」が8、残りの4つが「概ね達成」ということで90%以上ということで、指標の中で全てが90%以上という形に今なっております。

三浦委員 先日、住宅供給公社の直野さんから、何の会かちょっと忘れましたが、委員会室でお話しする機会がありました。そのとき向陽台の販売状況等を伺ったんですけども、この家賃というか、収納率の高さは99.86%、過去最高で評価できると思うんですが、向陽台の販売戸数に関しては、目標達成が年々できていないというような話を受けたんです。具体的にまだかなりの戸数残っていますけれども、しっかり完売に向けての取り組みを県としてどのように考えているのかということをお聞かせ願いたいなというふうに思います。

宮本建築住宅課長 家賃のほうは確かにいいのですが、向陽台ですね。あと残りがですね、先ほど言いましたように残りが37区画なんですね。全体のパーセンテージでいうと85ということですよ。

平成10年から区画の販売をスタートしまして、今に至ったんですけど、平成23年ぐらいまでは2桁ぐらいの売れ行きということでよかったですけど、それからがやはり売れ行きが滞ってまして、平成24年から1桁に減りました。最近のところでは年間4件のペースです。単純にいくと、37なので4件になると約10年かかるということなんです。やはり状況を通して、もう今、人口減少問題ということ。全県的にもそうなんですけど、国東ではやっぱり新築を建てる人が少ないと。それがあれば向陽台という選択肢もあるんですけども、それが少ないとなると、向陽台だけじゃなくて、ほかの市街地中心部も含めてないというところで、なかなか難しく4件ぐらいで推移しております。

今後どうするかということですが、これまでもやってきたんですけど、何もやっていないわけじゃなくて、主に販売マーケットの拡大ということで、今、プロジェクトチームで、ことしはどうかということでも年間三、四回開いているわけなんです。その中で、活動としては年数回の特別販売会の実施とか、新聞の広告、それからチラシの配布。具体的に言いますと、宅建業者への販売額——住宅メーカー等を訪問しまして、特別価格の設定とかも行ってあります。それから、アパートとかのポスティング、訪問販売ということもやっております。その他、今年度ですね、新たに国東市との定住対策と連携した取り組みもやっております。

あと、ローン関係では、大分県信用組合が向陽台については本来のローン金利より0.2%引き下げるといような協定も結んで、促進を図っているところです。今後、去年と同じというわけではないですけど、違う方法を加味しながら、年間4件というのがどうかわかりませんが、そのペースは確保したいなというふうに思っています。

三浦委員 販売を上げるためにさまざまな努力をされているというのは非常にわかります。先ほどちょっと課長がおっしゃったように、例えば業者のほうに販売を——民間の販売代理店にしっかりと年度を区切ってお任せするとか、残しといっても意味がないわけですし負担かかるわけですから、その辺もしっかり、もう既に協議されているというふうに思いますけれども、早期完売に向けてぜひ取り組みをお願いしたいなと思います。

以上です。

古手川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次に、③と④の報告をお願いします。

麻生建設政策課長 土木建築部長期計画の取り組み状況についてご報告いたします。

土木建築委員会資料にお戻りください。11ページをお開き願います。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年報告しているものです。

今回は、昨年度が最終年度となりました、おおいた土木未来（ときめき）プラン2005の評価と、平成28年4月からスタートした、おおいた土木未来プラン2015を報告いたします。

まず、おおいた土木未来プラン2005を説明します。

プランでは着実に目標達成ができるよう、毎年度フォローアップを行うこととしており、最終年度の平成27年度末時点での取り組み状況を取りまとめました。

11ページは、目標指標ごとの取り組み状況を一覧表にまとめたものでございます。21項目の目標指標について、27年度の目標値に対してどの程度近づいたかを達成率として算定しております。具体的には、最上段、安心して生活できる県土づくりの1番下の項目の指標であります県管理道路における法指定通学路の歩道整備率については、県下で約7キロメートルの歩道等を整備したことから、27年度の目標に対しまして103.8%の達成率となっています。

また、中段の交通ネットワークの充実の1番下の項目の指標であります港湾の貨物取扱量については、消費税増税の駆け込み需要の反動や中国経済の影響から、27年度の目標に対しまして89.5%で「達成不十分」となっております。

全体としては、1番下の全体総括表に記載しておりますように、27年度の目標を「達成」あるいは「概ね達成」している指標は21項目中19項目であり、本プランは計画どおり実施されていると考えております。

次に、12ページをごらんください。

おおいた土木未来プラン2015を説明します。

当プランは、本年3月に議会の承認をいただき、4月からスタートしたものです。

プラン2005同様に今後フォローアップを行うこととしておりますが、平成28年度を初回目標年度としており、本プランの16項目の目標指標については、表の中ほどに27年度の数値を参考値として記載しております。

引き続き、28年度の目標達成に向けて着実に取り組みを進めてまいります。

なお、別冊にておおいた土木未来プラン2005の平成27年度実施状況と、平成28年4月からの実施状況をまとめたおおいた土木未来プラン2015実施状況をお配りしておりますので、参考までにごらんください。

続きまして、大分県地域強靱化アクションプラン2016についてご説明いたします。

委員会資料13ページをお開きください。

まず、大分県地域強靱化計画本体の概要ですが、この計画は国土強靱化基本法に基づく地域計画であり、昨年11月16日にアクションプラン2015とともに、決定・公表いたしました。

次に、計画の位置づけは、下の図にありますとおり地域強靱化に係る県の他の計画の指

針となるものであり、アンブレラ計画の性格を有しております。

14ページをごらんください。

計画の構成についてです。

ページ中ほどの第2章の脆弱性評価については、評価に当たっての想定リスク、起きてはならない最悪の事態、評価結果などについて記載しています。

第3章には、この脆弱性評価を踏まえ、7つの個別施策分野と3つの横断的分野の推進方針をまとめています。

第4章は、計画の推進と不断の見直しとして、計画はおおむね5年ごとに見直すこと、アクションプランによる進捗管理、プログラムの重点化、市町村計画の策定支援などを記載しています。

15ページをごらんください。

大分県地域強靱化アクションプランの概要です。

さきに説明した地域強靱化計画を着実に推進するため、毎年度アクションプランを作成し、進捗管理していきます。

アクションプランは、想定した35の起きてはならない最悪の事態ごとに、取り組みの推進計画と進捗状況を管理するための代表的な指標を示しています。

例えば、資料中段の第2章の表中にありますように、リスクシナリオの1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生を回避するため、その右、推進計画では、ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策を推進していきます。

その代表的な指標例として、海岸保全施設の整備延長や地域津波避難行動計画を策定した自治会の数など、担当部局もあわせて記載しています。

16ページをごらんください。

大分県地域強靱化アクションプラン2016の策定についてです。

上の図は、地域強靱化に係るPDCAサイクルによる進捗管理を図式したものです。

大分県の強靱化計画はアクションプランを毎年度策定し、その中で施策の進捗管理と推進計画の見直しを行いながら進め、5年ごとに強靱化計画本体を見直すことで実施していくこととしています。

その下は、アクションプラン2015からの主な変更点についてですが、第1章では今回の熊本地震を踏まえて、新たな取り組みを今後のアクションプランの中で位置づけていくことを記載しています。

その下の第2章各プログラムの推進計画等については、丸印にありますとおり、施策の進捗状況の可視化や進捗状況を踏まえた代表的な指標の見直し、推進方針の見直しを行いました。

また、下から2番目の丸にありますとおり、策定に当たっては学識経験者などによる有識者会議を開催し、その中でいただいた老朽化した空き家対策や避難所の水洗トイレなどの意見について、これまでの推進方針で明記されていなかった部分を追記いたしました。

第3章のプログラム推進のための主要施策については、鉄道駅及び鉄道施設の耐震補強など、第2章の推進計画にあわせて変更しております。

なお、お手元にアクションプラン2016の冊子をお配りしていますので、詳細はこちらでご確認願います。

また、このアクションプラン2016については、本日、県のホームページ等で公表する予定としております。

以上でございます。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございませんか。

毛利委員 1点だけ。おおいた土木未来プラン2015、これはスタートして取り組んでいる。その中で、21ページ、人づくりの推進についてです。その内容についてはすばらしいものだと私は思うんですけど、土木、建築、建設業の働く方が少なくなってきた、全国で50歳以上が約7割強、50歳以下が残りのパーセンテージということを知ったことがあります。

1つ提案なんですけど、人材の確保とか育成はもちろんなんですけど、現状の働き方についてぜひ考えていただきたいのが、これは国の制度等もあるんでしょうけど、夏場における公共事業での働き方ですね。炎天下で35度以上がずっと続いて、私も時々見たり聞いたりするんですけど、1時間働いて10分休憩、15分休憩なんですよね。これを繰り返しながらいくから、特に若い人もそうですけど、年齢がいつている方も、何と申しますか、夏ばてはもちろん、熱中症にかかって仕事が進まないというのが現状なので、この期間だけでも何か働き方を考えていただいて、県は、県で取り組んでそれを国に上げるとか。例えば、サマータイムの実施とか、そういうことができないのかなというふうに思ったので、そここのところの内容を部内で協議したりとか、そういうことはないんですかね。

麻生建設政策課長 委員のご指摘についてお答えいたします。

建設業に携わる人材がなかなか確保できていない状況というのは、当然、当部としても十分認識しております。そういったこともございまして、まず、今1点取り組んでおりますのが、どうしても単年度予算の仕組みの中で、当年度の予算がついた後に、それから工事を出すという形で、上半期に主に発注して、仕事は下半期といったことが今ずっと行われています。やはり建設業に若い方が入ってこない理由の1つが、そういった集中的に仕事をするために週休2日でなかったり、残業も長くなるといった形で、そういったことに対して非常に人気がないというふうな話も聞いています。

そういったことから、県といたしましては、昨年度からですけれども、平準化ということ念頭に事業をやっているということとしております。具体的に事業の進め方としましては、どうしても今まで予算単位で考えて、単年度でこの事業をこの年度こういうふうに進めていくという考え方で執行してございましたけれども、複数年度、全体を見通した形で事業を進めていく。発注が遅くなるような現場であれば、債務負担行為、あるいは繰り越しの手続を早目にとって、きちんとした工期をとった上で12月とか1月に発注するとか、そういったことをやろうということで、現在取り組んでおります。

また、国の施策としましては、本年度、アイ・コンストラクションという形で国のほうが打ち出しております。3つの大きな柱がございまして、1つが設計から完成検査まで全ての段階でICTを活用したりして生産性を上げると。生産性を上げる目的は3つ、大きく打ち出しておるんですけども、1つが手続の全体に対してICTを活用していく、もう1つが標準化といったこと、もう1つが規格の標準化ということです。主には、コンクリートの型枠を組んで、鉄筋を組んで現場でつくっていく。どうしても土木の建築は現地でそういった注文生産的なことをやっておりますけれども、極力標準化した形で、いつも

ある程度標準的なものは標準的な形でものをつくる、あるいはキャスト化するというようなことを国のほうは施策として打ち出しております、今後――済みません、ちょっと目標年度はあれだったんですけど、生産性を現在から20%ほど向上させるとのことで取り組んでおります。

県自体でそういったものの標準化等はなかなかできませんので、それについては国の動向を注視していきたいと思っておりますが、1つの柱の平準化、これについて今後、繰り越しの早期処理、あるいはゼロ交付金等の予算についても、前年度ゼロ交付金という形で発注できないかということで現在財政部局とも話をし、適正な工期がとれるような取り組みを現在進めているところでございます。

毛利委員 工事の発注の平準化というのはもう以前からずっと要望があつて、今言われた説明はもちろんよくわかっています。国が今度新たなICTを活用してというのもよくわかっていますので。

私さっき言ったのは、その1年間通した中で、夏場における公共工事、これをやっぱり何らかの形できちっとやっていくためには、そういう働き方の配慮というのができないかということ、県でできなければ、県で国に上げて要望すると、そういう考えはないんでしょうかと聞いたんです。

阿部土木建築部長 委員のおっしゃった労働環境というのは、非常にこれから大切なことと思っております。もちろん担い手という大きな命題の中ではあると思うんですけども、おっしゃられるとおりに、昔から3Kとか、いろんな言われ方をする中で、やっぱり建設現場において就労環境がよくなるということはどうするか、特に夏場の問題については労基署ともいろいろと相談しながら、こういう仕事のやり方があるねとか、あるいは暑いときの対策としてどういう仕事をしていけばいいとか、そういう議論はもう既にいろんな研修の中でもしております。そういうことを踏まえながら、関連の業界とも意見交換して、我々も国とそういった意味での意見交換をする場はございますので、問題意識として、これからも取り組んでいきたいと思っております。（「ぜひお願いします」と言う者あり）

古手川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次に、⑤から⑦の報告をお願いします。

稲井道路建設課長 国道217号白木1号トンネル工事の進捗状況についてご説明します。

委員会資料の17ページをお開き願います。

本工事は、国道217号の大分市白木で整備を進めております延長2キロメートルの道路改良事業におきまして、延長172.3メートルのトンネルを建設するものです。

資料右側の工事概要の図にありますとおり、右の矢印に示す白杵方向から掘削を進めておりまして、9月10日時点で図の取り上げている部分までの、坑口から約60メートル掘削しており、現在も鋭意掘進しているところでございます。

次に19ページをごらんください。

左下の①ですが、トンネル坑口部分の掘削後に、山の表面の地盤が当初の見込みより軟弱であったため、表層すべりが発生いたしました。この対策工事に約1カ月を要しました。

また、右下の②のとおり、トンネル内部の掘削におきまして、想定より強固な岩盤が出現したため、1日当たり掘進長が当初予定の半分程度の状況であることから、掘削に要す

る期間が約4カ月延長する見込みとなりました。

資料の上側に予定工程表を示しておりますが、以上2つの原因によりまして、工事の完成に当初より約5カ月間の延長が必要となりました。

このため完成工期は、当初平成29年2月23日としておりましたところ、7月下旬までの延長を見込んでおります。

これにつきましては、次回の第4回定例県議会において工期変更の契約議案を上程したいと考えております。

続きまして、県道大田杵築線の仮称1号橋上部工工事の進捗状況についてご説明いたします。

委員会資料19ページをお開き願います。

県道大田杵築線は杵築市と旧大田村を結び、大分空港道路杵築インターチェンジにアクセスする道路です。このうち1号橋は延長約2.5キロメートルのバイパスの一部を構成する延長213メートルの橋梁です。今回契約しているのは農業用ため池である石山ダムをまたぐ172.5メートルのニールセンローゼ橋で、右側中段の橋梁完成イメージの区間となります。アーチ橋の形となります。

橋梁の鋼材の架設工事は完了しておりまして、架設に使用した資機材の撤去作業中でございます。工事は順調に進んでおります。今後は、現場塗装及び床版工を施工し、来年の3月に竣工する計画としております。

20ページをお開き願います。

次に、工事の変更内容について説明いたします。工事を進めるに当たり、工期内の労務単価や鋼材等の資材費の変動に対処するため、公共工事請負契約約款に規定するインフレライドの条項を適用し、実勢価格に応じた工事費に変更し増額するものでございます。

また、桁を架設する際の鉄塔について、現道から組み立て、解体を行います。その際に交通規制を行う必要があると警察協議によりまして指導を受け、現道の交通確保と安全を図るため、交通誘導員を増員したところでございます。

さらに、平成26年4月1日に施行されました消費税率の改正により、当初契約を超える金額につきましては、5%から8%、この増加の3%分を増額する必要が生じております。

これによりまして、契約金額は当初14億5,950万円に対し、約1億4千万円の増額を見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

藤田公営住宅室長 県営住宅の次期管理についてご説明いたします。

委員会資料の21ページをお開きください。

初めに、1の管理の現状でございます。

県営住宅8,606戸の管理については、大分県住宅供給公社が平成18年度から25年度までの8年間、指定管理者として管理した後、26年度から本年度までの3年間、入居者サービスの向上の観点等から公営住宅法第47条の規定に基づき同公社による管理代行が行われています。

次に、2の指定管理と管理代行についてですが、図表のとおり、管理代行では指定管理で行っていた業務にプラスいたしまして、中立・公平な立場での適切な判断が求められる

入居者の決定、各種承認や明け渡し請求などを公社の権限で行うことが可能となっております。

また、資料の右側中段の公営住宅の管理状況ですが、同公社は県営住宅に加えまして、大分市営住宅の約半数を管理しているほか、佐伯市や別府市など計8市、1万44戸を管理しており、その管理戸数は県営を含めると1万8,650戸で県内公営住宅の約66%となっております。こうした県営・市営の一体的な管理によりまして、4月に発生した熊本・大分地震の際には、被災者への住宅支援の対応がスムーズに行われたところです。

次に、左下の3管理代行導入による効果につきましては、(1)の住み替え希望への対応や、(2)事務処理のワンストップ化により事務処理日数の縮減及び入居申し込みの受付の増加等、入居者サービスの向上が図られております。

また、(3)使用料収入の収納率については、25年度の99.66%から26年度は99.80%、27年度は99.86%と年々向上しており、当該収納率は2年連続して全国第2位となっております。

以上のことから県営住宅の次期管理については、引き続き大分県住宅供給公社を管理代行者として、29年度から33年度までの5年間管理代行を継続したいと考えております。

なお、基準価格については、次の第4回定例会で債務負担行為予算案として審議をお願いする予定です。

以上でございます。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございませんか。

阿部委員 道路課長、さっきの白木の件で。これの報告ですからね、いろいろ審議するというのではないとは思いますが、この217号の件について、これ何ていうか、道路の豊ちゃくとか、あつたな、そういう計画がですね。217号が臼杵のほうからずっと来ているわけですけど、一応白木ができて、一尺屋のほうができてくれば大体完成年度が近くなってきているんですよ。多分ですね、この豊ちゃくの場合のときは、この完成年度が2018年か2019年やったかな、その年度がずっと延びてきているんですよ。延びてきて、臼杵からの取り付け、一尺屋のちょうど臼杵の境のほうの海岸のところを今やっておりますが、今度、一尺屋を通して白木のほうに結んでいく。白木工区と一尺屋工区が別々になってですね、豊ちゃくのときにこれがちょっとおくれるので、向こうの一尺屋のほうがですね。地域はできるだけ計画どおりに合わせていただきたいという要望が何度も出ているはずなんですよ。

だけど、いろんな諸般の状況の中、特に防災上、海岸線ですから、そういういろんなことがあって、台風時期なんかできないということも考慮したときに延びざるを得んということだったので、いろんなことを考えて、じゃ、白木工区を完成年度一緒ぐらいにしたらどうだと、こちらのほうの臼杵からの一尺屋のほうの部分がおくれてきていますからね。という話だったんだけど、白木のほうは早く完成したら早く通して、皆さんの交通の便にしたほうが良いということの話もありまして、この場合やむを得なんなど、ちょっとずれてもしょうがないかなというような状況で、今日まで推移したと思うんですよ。

これはつい最近までの話ですよ。今度、こういうものがね——そのときの話の中では、今の話は1つも出ていないんですよ。だから、出ていないのが悪いと言っているんじゃないですよ。これは諸般の報告ですから。だけど、そのところはやはり、いずれにして

もトンネルの岩盤の状況とか、クラックの問題だとかいうのは、今に出たことじゃないでしょうからね。

やはりそういうところも含めてね、もう少し丁寧に説明してほしいなという思いが。今聞きながら、ただ漠然と報告ですよ、はいはいというふうな流しがですね。県内の中で委員の皆さん方でも自分の管轄のところはよく知っていますけど、ほかのところが出たときはよくわかりませんよ。ですから、皆さん方が報告でぱぱつと言われて、ああ、そうですかで終わってしまうんだよ。

だけど、やはりこういうところで自分の関心が非常に高いところは、えっ、何で今ごろこんなこと言っているのと、こんなことになってくるので、そここのところはよくよく説明できる範囲は、これは委員会を当然経なければというのものもあるかもしれませんが、その範囲の中で十分丁寧にね、その関係者にはやっていただきたいなと。そこまで言って、これはもうそんなことせんでも先に通せばいいじゃないですかと。だけど、途中ができていないので、真ん中はできないのでという、それはできているところを通せばいいんだけど、中途半端は中途半端ですよ。そういう今、この最後の状況に来ていますので、そのときに今こういうのがぼんと出てきてねということで、ぜひ関係者には丁寧な説明をしていただくということをお願いしたいと。答えんほうがいいんじゃないですか。

稲井道路建設課長 阿部委員からご指摘いただいた点、2つございます。まず1点目の白木の報告でございます。先だっているいろいろと一尺屋の関係でご説明したのが7月であったかと思えます。その折にはちょうどトンネルの掘削を入れるか入らないかというふうな時期でございまして、いろいろと阿部委員にもお世話になりまして、対応した後の状況としてこういった事案が発生してきております。それでちょっとご報告が相前後したというわけではなくて、そういった事情の後に新しく発生した事情であるということ、この場をかりてご説明いたします。

その上で、この白木工区につきましては、今、豊ちゃく、この6月に公表しました開通目標の中では、29年度、来年度の開通予定になってございます。トンネル部分については、当初の予定よりも約半年ぐらいおくれるんですけども、前後の区間はもう土をいじる部分とかでございまして、ほぼ手を入れておりまして、来年度の別途この工事とは別に発注して、最後の舗装をかけたとか保安施設をすれば予定どおり地元にご説明している29年度内の完成が可能だというふうに考えています。この工事の区間のみ時間がかかるということなんです、全体的に見れば、工期、工程は地元の約束を守れるものだと考えてございます。そちらが1点目でございます。

2点目の一尺屋については、豊ちゃくというものを私ども行わせていただいております。毎年第2回の6月の議会に諮らせていただいて、当該年度の開通目標と直近5カ年内で開通を目指す、そういった区間をご説明しております。残念ながら、予算の事情とか、現地の用地、工事のおくれなどで去年、ただいま報告した工期がずれるようなことがございまして、そういったようなおくれるというご報告が十分に行われていない事案があったということで、その件については深くおわびした上で、開通予定の事業を私どものほうから逐次案件ごとに説明をさせていただければと思っております。一尺屋につきましては、平成30年度の目標で1年延期をした形で、委員にもお骨折りいただいて、地元の方にもしっかりご説明させていただいております。期日はしっかり守るように頑張らせてもらい

たいと思いますので、一応この白木の件は当初の予定を、お約束をおくらせるもんじゃなくて、1番工事の部分、肝になる当年の工事がちょっとおくれそうだということで、工事契約の変更を次回の県議会に諮らせていただくという趣旨でお願いできればと思います。

阿部委員 変更が出てくるの。

稲井道路建設課長 はい。今、23日で工事契約を考えとるんですけれども、年度変更しまして、29年7月まで少し延ばさせていただければと思っております。

阿部委員 それぞれ状況は理解できるわけですからね、おわびする必要はないです。しっかり状況説明をしてやればいいことです。ただ、その過程の中でいろいろ条件が出てくるわけですから、そのすり合わせをね。やれることとやれないこととあるわけですから、しっかり説明していただければ結構です。よろしくお願いします。

阿部土木建築部長 事業の説明責任というのは非常に大事だと思いますし、この豊ちやくというのは有言実行プロジェクトということで、事業をしっかりと皆さん方に進捗を含めて明示できるものはしていこうということです。その反面で、そういった説明のあり方というのは非常に大事なことだと思いますので、しっかりとこれからも豊ちやく、継続事業もありますので、説明責任という観点からしっかりと果たしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

阿部委員 地域から文句が出ているわけじゃないんですよ。

古手川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、次に、⑧と⑨の報告をお願いします。

廣瀬河川課長 ダムの放流水を活用した小水力発電の導入についてご説明いたします。

委員会資料の22ページをごらんください。

本事業は、全国的にも再生可能エネルギーの導入が期待されているなかで、左上のイメージ図にありますように、発電所と発電放流管とを新設し、既存の治水ダムの放流水を活用して発電を行うものです。

左下の昨年度の取組ですが、治水を目的として建設された県管理の9つのダムのうち、導入の可能性の高い稲葉ダムと床木ダムにおいて、過去5カ年の流量データをもとに実際の発電シミュレーションを行っております。概算工事費の算定では、昨今の小水力発電に対する需要の高まりを受け設備費が高騰しており、その点を加味した、より実効性のある検討を行ってまいりました。その結果、稲葉ダムにおいては採算性が見込まれる結果となりました。

右上の今年度の取組及び右下の今後のスケジュールですが、今年度は、公募により事業者を募り、事業者選定委員会にて事業者を決定した後、事業者にて詳細設計や九電との系統連携協議を行い、29年度には工事着手、32年度には発電開始を目指しております。

以上でございます。

渡辺都市・まちづくり推進課長 都市計画道路庄の原佐野線街路改良事業で整備している新大分川架橋の名称公募についてご説明いたします。

委員会資料23ページをお開きください。

この新しい橋は、県都大分市の新たなシンボルとなり、皆様に長く愛され、親しみを持ってもらって利用していただきたいという思いから名称を公募させていただきました。

6月27日から8月31日までの約2カ月間公募した結果、大分県内外の854名の方々から約1,700件の応募がありました。

今後は、9月23日に地元住民や学識経験者等で構成される名称審査会を開催し、応募作品の中からこの橋梁にふさわしい名称を5案以内で選定いたします。

その後、選定された案を公表し、10月中旬ごろを期限として一般投票を募ります。その結果を受け、最終的に名称審査会の中で橋梁の名称を決定いたします。

なお、橋梁名称の発表につきましては11月を予定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

古手川委員長 ただいまの報告につきまして、質疑、ご意見はございませんか。

尾島委員 小水力発電についてですが、今までよく農業用水を活用したとかいう例があったんですけど、これ見るとですね、今までの概念が少し壊れたとかいうか、本格的な発電設備だという気がするんですね。ここでね、費用対効果を検証されて、稲葉ダムでの導入が可能だということで検証されているんですけど、大体その投資額とこれからの事業収入額、その辺の概略がわかりましたらお願いしたいと思います。

廣瀬河川課長 投資額と申しますと、最初にここでも申し上げましたけれども、いわゆる施設の建設費うんぬんで約6億円投じているかと試算しております。そして、効用ということになりますけれども、事業者にとりましては、ほぼ試算ではございますけれども、20年間で1億6千万円程度の効用が見込まれております。ただ、民間パワーいいですか、ノウハウを使いますと、我々が想像した以上のことも期待できるかと考えております。

尾島委員 さっきの建設費は20年間の維持、修繕費も含めてですか。

廣瀬河川課長 いえいえ、維持修繕費はちょっとお待ちください。別でございます。ちょっと今……

尾島委員 まあいいです。ほんなら、20年間で1億6千万円の収益については、当然ランニングコストを含めたもので算定されるということですね。（「収益が見込まれる」と言う者あり）はい、わかりました。

阿部委員 これは県の企業局も発電事業やっているんだけど、県費でもって稲葉のダムをつくってですね、なぜ企業局ではないの。

廣瀬河川課長 企業局さんも当然候補者の1人です。

阿部委員 ですから、要するに企業局も公平、公正でどうぞ一般でも結構ですよというこの気持ちはわからんでもないんだけど、要は県には企業局の——企業局が売電をして、それだけの収益を企業局も上げて、それが県のいろんな予算の流れの中で最大有効されているわけですよ。であるならばね、これだけの県費を使って稲葉ダムをつくったんだから、そこの1つの企業局という縛りがあって、その中で、イコールでその発電事業も取水をしながらやっていくと、水でね。そういうのはできないの。

廣瀬河川課長 当然、県みずからが事業主体となるということも検討しました。その結果、自己資金及び配置技術者の確保、それから故障等による修繕及び発電停止等のリスクを考えると、民間の豊富なノウハウを活用して事業を行ったほうがより効率的であるという結論に至ったわけでありませう。

阿部委員 この事業をやっている企業局が県にあるわけですよ、現に。そこの企業局が、いや、もうそれは土木のダム管理のほうから言われても、いや、小水力の発電はうちはし

ていまして、正規な発電をやっておりますので、そちらには手を出せませんと言ったのかどうか。そういう状況であるから一般に行きますよと言うんならわかりますよ。ただ、そういう背景が県にありながら、そこのところの説明が何か私はあやふやに聞こえてきて、その上で民間をとというのは解せんなど。

阿部土木建築部長 もちろん一義的には企業局という発電事業者、公営企業で持っておりますので、そういったところにもこの内容については事前にいろいろ協議はしております。その結果として、最終的にどうなるかということも含めて、公募のタイミングで動かすということで、今回スケジュール感を持ったわけですが、もちろん企業局も参入対象としておるんですが、それこそ今おっしゃられたとおりに、総合的なメリットも含めて、県民の中でどう考えるかということは、結論は聞いておりませんが、先ほど20年間で1億6千万円ということで、これはどちらかというと環境的な要素が大きいかと思えますけれども、こういった議論も今企業局とはさせていただいております。

阿部委員 私が言わんとするのは、まず、企業局というこういう県の関連でそこでやっているんだから、まず企業局がありきで議論をした上で、公に一般の民間にも出したほうがいいというんならね。そこのところの言えない部分で言えないならそれでいいんだけど。そこのところのスケジュール、これまでの流れを聞いた上でやらないと、片方持っていてね、商工労働企業委員会に行けば企業局の2つの事業を大々的に説明があるわけですよ。その流れの中で見たときには、売電事業というのは相当な黒字を出しているわけですよ。となると、そこのところもなぜ、そのなぜというのがね、ひっかかってくるんだよね。なぜ企業局じゃないのかなというのが、片方で芹川ダムだとかいろいろやっている中で相当な収益を出して、それが県の財政に非常に助けになっているわけです。県債なんかも相当買っているわけですよ。そういうことが片方にあるながら、今回、何か民間にという、企業局は何しているのって我々は思いたくなるんですよ。ここはもう報告でとどめたほうがいいんですか。

阿部土木建築部長 改めまして企業局の関係につきましては、もう1度私どもこの事業、スケジュール感で動く前に、改めまして協議をしながら、ご報告させていただきます。

玉田委員 今、まさに核心部分だったんですけど、聞いたかったのは、モデルケース評価して、県直営方式と民間参入型、ここで判断しましたということで、その判断した結果というのがどういうふうに表示されているのかなということなんですよ。その結果で民間参入型のほうがやっぱり優位だということで、多分民間参入型事業を採用されたわけですよ。

その中で、さっき廣瀬課長が自己資金と人の配置の問題、それから将来的に維持管理の問題が出たときに、民間参入型事業を採用したほうが有利だというふうにおっしゃるんだけど、本当に僕ら、そこのところが直営方式と民間参入型というところのモデルケースで比べたときに、同じ基準で比べたときの、その差異のところの部分の説明がないもんですから、今の阿部委員の議論になってくるところもあると思うんですね。ですから、その部分を含めて少し、後々議論させてもらえればというふうに思いますので。

古手川委員長 その辺の資料もあれば、また提供してもらって、委員会に。きょうじゃなくてよろしいですから、また、次の機会のごときにご説明いただくとありがたいと思います。

古手川委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

古手川委員長 この際、何かありませんか。

麻生建設政策課長 県内所管事務調査のまとめについて、1点ご報告がございます。

本年5月17日から6月2日にかけて、土木建築部の各地方機関、関係公社等を調査いただきました際に、各市町村から提出された要望事項につきまして、本年度の取り組み状況を取りまとめましたので、委員の席のほうへ配付させていただいております。

古手川委員長 委員の皆様、また後ほど確認をしていただいて、何かございましたら次で取り上げたいと思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして土木建築部関係を終わります。執行部及び委員外議員の皆様はお疲れさまでした。ありがとうございました。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

古手川委員長 初めに、大分県議会災害対策連絡協議会が取りまとめた大規模災害に関する提言（案）について、ご検討をお願いします

大分県議会災害対策連絡協議会は、本県も大きな被害を受けた4月の地震を受けて立ち上げました。協議会はこれまで3回開催されたほか、熊本県に災害状況の現地調査を行いました。今後、知事に対して、大規模災害対策に関する提言を行うこととしております。

お手元の提言案をごらんください。

たたき台となる素案を、事務局から全議員にお配りし、ご意見をいただいた上で修正したものがこの提言案です。

7日に開催された協議会で、各常任委員会ごとに提言の委員会関係部分を検討することになりました。事務局が提言の項目ごとに委員会名を記載した提言案を事前にお配りしておりますので、ご検討していただいていると思います。

この提言案について、ご意見等はありませんか。

毛利委員 1点だけ。私もよく言っているドローンの活用なんですけど、これは入っていないんですが、土木建築部や、また国が今度事業を発注したときの生産性を高めるためのデータ管理でITを使ってドローンを活用するというような、これは災害じゃありませんけど。だから人命救助だとか、これは県警本部との連携ともなるんだと思いますが、例えば災害が起きて、そして孤立したところに人が残されたら、それをヘリコプターとかいろいろあるんでしょうけど、いち早くドローンを飛ばして確認をとるだとか、例えば、川に流されたときにドローンがGPSを搭載した浮き袋を投げて、それを拾って追跡捜査するとか、各県でも行われているんですよ。そういったものも検討課題にどうかと、勝手に思ったもんですから、言わせていただきました。

古手川委員長 ドローンを使った形でいろんな新しいことが考えられる、そういう捜査方法も含めて……

毛利委員 災害が起きてからの対策ですよ、これは。

古手川委員長 わかりました。毛利委員、後でまたちょっと確認をさせていただいた中で、ドローンを活用した……（「項目の中に追加すればいいよ。ドローンを活用すること。」という者あり）（発言する者あり）

吉富副委員長 ただ、ああいうのを風が結構強いところで飛ばすのは相当難しいんですよ。（「だから、そこはもう……」という者あり）そうなんですけど、ただ、相当高いんですよ、あの大きいやつも。私、ちょっと10万円ぐらいするドローンを買ったんですよ、練習しようと思って。ちょっとした風があるだけで、もうすぐにかくっとなる。（「10万円だから」という者あり）そうなんですけど、だから、これするのはね、やっぱり1千万円単位ぐらいの……（「さっき言ったように、政府がドローン活用も入れようと言うんだから、この人材はまた育てんといけんのですよ」という者あり）そうですね。

これもう1ついいですか、せっかくなので。この土木建築部の中では入っていなかったんですけど、防災公園、この辺のやつをやはり市町村と連携をとって、各市町村の持っている公園に、どこかに幾つかにはやっぱり防災公園という拠点をつくることをしていくということが必要だと思うんです。東京都なんかでは、この防災公園ってものすごくたくさんあってですね、例えば、ステージぐらいの高さがあるんで何かなと思ったら、荷物を載せたトラックが、荷台と同じ高さになっているので、ものの下ろしが楽とか、あとそれと、ベンチがそのままトイレになるとか、釜になるとか、下水道のマンホールのふたをあければ、それがそのまま水洗トイレのようになるところがあるので。

そういうのが、別府市の場合ですと、例えば、ある程度の公園には何万トンクラスのタンク、潜水艦のでかいやつを埋めていますから、ああいうところは飲料水もあるので、あわせてそういうところに防災公園のような拠点づくりを進めていくと、いざ災害があったときに電気、ガスとか使えなくても、炊飯ができるとか、いろいろなのがあるので、ぜひその辺も……。

古手川委員長 その辺は提言をさせていただきたいと思います。

それでは、当委員会の提言につきましてはその方向でいきたいと思います。

なお、提言は、今後開催されます協議会で決定されますが、最終的な調整は委員長にご一任いただくということでよろしいですか。

〔「異議なし」という者あり〕

古手川委員長 それでは、この件はこれで終わります。

次に、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」という者あり〕

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして委員会を終わります。

お疲れさまでした。